

写

# 答申書

令和 3 年度  
綾川町特別職報酬等審議会

令和3年11月15日

綾川町長 前田 武俊 殿

綾川町特別職報酬等審議会  
会長 宮本 勝利  
(公印省略)

答申書

令和3年11月10日、貴職より諮問のあった町長、副町長及び教育長の給料の額並びに議長、副議長及び議員の報酬の額について、慎重審議の結果、次のとおり答申いたします。

1 町長、副町長及び教育長の給料の月額

| 区分  | 現行の給料額   | 答申内容 |
|-----|----------|------|
| 町長  | 809,000円 | 据置き  |
| 副町長 | 590,000円 | 据置き  |
| 教育長 | 536,000円 | 据置き  |

2 議長、副議長及び議員の報酬の月額

| 区分  | 現行の給料額   | 答申内容 |
|-----|----------|------|
| 議長  | 371,000円 | 据置き  |
| 副議長 | 322,000円 | 据置き  |
| 議員  | 302,000円 | 据置き  |

3 期末手当の支給月数

| 区分   | 現行    | 答申内容           |
|------|-------|----------------|
| 支給月数 | 2.90月 | 2.75月(△0.15月分) |

#### 4 審議経過

令和3年11月10日、本審議会は、町長、副町長及び教育長の給料の額並びに議長、副議長及び議員の報酬の額について、町長から諮問を受けた。

審議会では、事務局からの県内各市町や類似団体の状況、人事院勧告の状況、一般職の給与の状況の資料説明に基づき、委員それぞれの立場から、住民各層の代表であることを深く認識し、慎重に審議を行った。

現在の町長、副町長及び教育長の給料の額並びに議長、副議長及び議員の報酬の額については、県内市町との比較においても、おおむね平均値に近い金額となっていること、また類似団体の金額と比較しても、同等の水準となっていることなどにより、当審議会としては、以下の結論となった。

##### (1) 町長、副町長及び教育長の給料の額

特別職においては、新型コロナウイルス感染症の対策を図りながら町政運営に取り組んでおり、業務や職責も増加していると考えられるが、現在の経済状況や住民感情を考慮すると、町長、副町長及び教育長の給料の額は「据置き」とする。

##### (2) 議長、副議長及び議員の報酬の額

議長、副議長及び議員の報酬の額については、現在、県内の町平均水準に達しており、今後の新型コロナウイルスの影響も見通せないことから議長、副議長及び議員の報酬の額は「据置き」とする。

##### (3) 期末手当の支給月数

審議の経過における意見として、特別職及び議員の期末手当の支給月数については、人事院勧告における一般職の支給月数の引下げに準じ、0.15月分の「引下げ」が妥当と考える。

#### 5 おわりに

町の特別職として町政を預かる町長、副町長及び教育長や、町民の代表であり、行政をチェックする立場にある議長、副議長及び議員の果たすべき役割、職責は極めて重大である。

現在、新型コロナウイルス感染症は、感染拡大防止策や、ワクチン接種の促進により、全国的にも落ち着いてきており、今後は、感染防止対策を進めながら、落ち込んだ経済状況の立て直しを行うことが急務となっている。

コロナ禍において、町長、副町長及び教育長においては、町政運営の中核としての職責を全うしていただくこと、また、議員においても、町民の意見に耳

を傾け、平常時以上に活動することが望まれる。

今後は、双方の職責を全うして町民の生活の安全安心を守り、感染症対策と経済対策を両立させ、町の発展のために慎重な行政運営をし、町民の負託と期待に応えていくことを切望する。

綾川町特別職報酬等審議会委員

| 職名     | 氏名    |
|--------|-------|
| 会長     | 宮本 勝利 |
| 会長職務代理 | 碣石 眞己 |
| 委員     | 宮脇 義文 |
| 委員     | 射場 洋  |
| 委員     | 宮崎 絹代 |
| 委員     | 片山 美子 |
| 委員     | 山下 幸夫 |
| 委員     | 三谷 朋幹 |